

国民年金保険料の納付は **口座振替クレジットカード スマートフォン** で

口座振替による納付の種類（前納による割引あり）

振替方法	納付期間	申し込み期限	振替日
2年前納	口座振替開始月～翌々年3月分	随時	振替開始月末
2年前納（4月開始）	4月～翌々年3月分	2月末日	4月末日
1年前納	4月～翌年3月分		
6か月前納	4月～9月分		
	10月～翌年3月分	8月末日	10月末日
当月末振替【早割】	当月分	随時	当月末日
翌月末振替 ※割引はありません	前月分	随時	翌月末日

現金納付やクレジットカードによる前納よりも**割引額が大きくなります**。振替開始月はお申し込みいただいた翌月以降となります（振替開始月をはがきでお知らせします。）。マイナポータルを経由して「ねんきんネット」からも手続きが可能です（口座振替納付に関する電子申請が利用可能な金融機関に限ります。）。

必要なもの

- ①国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書
 - ②基礎年金番号がわかるもの
 - ③預（貯）金通帳またはキャッシュカード
 - ④通帳に使用している届出印
- ※年金事務所、金融機関、保険年金課、日本年金機構ホームページで配布。

クレジットカードによる納付の種類（前納による割引あり）

振替方法	割引額	納付期間	申し込み期限	立替日
2年前納	現金で2年度分を前納する場合と同じ	4月～翌々年3月分	2月末日	4月末日
1年前納	現金で1年度分を前納する場合と同じ	4月～翌年3月分		
6か月前納	現金で6か月分を前納する場合と同じ	4月～9月分		
		10月～翌年3月分	8月末日	10月末日
毎月支払い	無し	各月分ごと	随時	当月末日

クレジットカードの利用限度額や有効期限にご注意ください。手続きには1か月程度かかります（納付開始月をはがきでお知らせします。）。分割払い・リボ払いなどの利用や、過去の未払分の保険料などの納付はできません。

必要なもの

- ①国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書
 - ②基礎年金番号がわかるもの
 - ③ご利用するクレジットカード
 - ④国民年金保険料クレジットカード納付に関する同意書（カード名義人の続柄が本人・配偶者以外の場合）
- ※①は年金事務所、金融機関、保険年金課、日本年金機構ホームページで配布。

申し込み先 〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル 日本年金機構埼玉広域事務センター

口座振替及びクレジットカード払いの1年前納、2年前納（4月開始）及び上半期（4～9月）の前納は、2月末日までにお申し込みください。

スマートフォンアプリでの電子決済

納付書のバーコードを、決済アプリで読み取ること
でキャッシュレス決済ができます。

- 必要なもの**
- ①納付書
 - ②対応する決済アプリ
(auPAY、d払い、PayB、PayPay、楽天ペイ)

ねんきんネットを活用した「納付書によらない納付」

納付書がお手元になくても、ねんきんネットからインターネットバンキングなどを利用してPay-easy（ペイジー）納付できます。
※ねんきんネットへのログインが必要です。

問合せ ☎0570 (05) 1165 (ねんきんダイヤル) ※050から始まる電話でおかけになる場合には☎03 (6700) 1165
保険年金課国民年金担当

重度心身障害者医療費助成制度の対象を拡大します

令和8年1月から精神障害者保健福祉手帳2級のかたが新たに助成対象となります

自立支援医療（精神通院医療）指定医療機関



調剤薬局



病院・クリニック



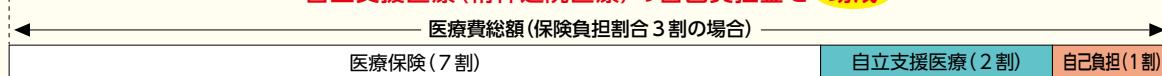
訪問看護

自己負担 原則1割



市公式ホームページ

自立支援医療（精神通院医療）の自己負担金を助成



※自立支援医療（精神通院医療）を併用した医療費のみが対象となります。入院費・内科・外科・歯科診察に係る通院費は対象外です。

助成の対象

新たに助成対象となるかた

精神障害者保健福祉手帳2級所持者（65歳になる前に当該手帳の交付を受けたかたに限る。）
※所得に応じた支給制限があります。

医療費助成の流れ

助成を受けるには、自立支援医療（精神通院医療）と重度心身障害者医療の**両方の受給者証が必要**です。受給資格登録を受けた後に発生した医療費が助成対象となります。

12月1日（月）から申請受付開始。詳細は市公式ホームページをご確認ください。

問合せ・申請先 福祉課